

京都府社会福祉施設等生産性向上・人手不足対策事業費補助金交付要領

(趣旨)

第1条 知事は、物価高騰等の影響を踏まえ、社会福祉施設等が業務効率化及び職員の負担軽減を図り、働きやすい職場環境を整備するため、社会福祉施設等が行う生産性向上の取組を推進するための経費に対し、補助金等の交付に関する規則(昭和35年京都府規則第23号。以下「規則」という。)及びこの要領の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要領において、「社会福祉施設等」とは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事業所及び施設をいう。

- (1) 介護サービス事業所等 別表1の1の項の事業所及び施設欄に掲げるサービスを提供する事業所及び施設
- (2) 障害者施設等 別表1の2の項の事業所及び施設欄に掲げるサービスを提供する事業所及び施設
- (3) 児童養護施設等 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設及び児童心理治療施設
- (4) 保育所等 児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園及び同法第3条第1項の認定を受けた保育所

2 この要領において、「ICT機器等」とは、情報端末(タブレット端末・スマートフォン等ハードウェア、インカム)、ソフトウェア(開発の際の開発基盤のみは対象外)、通信環境機器等導入経費をいう。なお、通信環境機器等導入経費については、情報端末及びソフトウェアの導入に必要なものに限る。

3 この要領において「介護ロボット等」とは、次に掲げる全ての要件を満たす機器をいう。

- (1) 日常生活支援における、「移乗介護」、「移動支援」、「排泄支援」、「見守り・コミュニケーション」、「入浴支援」のいずれかの場面において使用され、介護従事者の負担軽減効果があること。
- (2) ロボット技術(センサー等により外界や自己の状況を認識し、これによって得られた情報を解析し、その結果に応じた動作を行う介護ロボット等)を活用して、従来の機器ではできなかった優位性を発揮すること。
- (3) 販売価格が公表され、かつ、広く販売されていること。
- (4) 電気用品安全法(PSE)認証、Sマーク、電磁両立性(EMC)試験等製品レベルでの安全性の検証がなされており、利用上の安全性が十分に確保されているものであること。

(補助対象事業)

第3条 この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は次に掲げる事業とする。

(1) 生産性向上の取組を普及する研修等事業

社会福祉施設等における生産性向上の取組の推進に資する研修会等の開催

(2) 生産性向上に向けた環境整備事業

前号の事業に参加した社会福祉施設等が、前号の事業成果を踏まえて実施する生産性向上の取組に必要な環境整備

2 前項に規定する補助対象事業のうち、交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）、補助基準額、補助対象経費及び補助率は、別表2に定めるとおりとする。

3 前項の規定にかかわらず、国、地方公共団体又は民間団体からの補助金、交付金その他の給付金の交付を受けて実施する事業については、補助金の対象としない。ただし、知事が必要と認める場合は、この限りでない。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、別表2に定める事業ごとに、補助対象経費に補助率を乗じて得た額及び補助基準額を比較していずれか少ない額を限度とする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(事前着手)

第5条 補助対象者は、補助金の交付決定前に事業を実施した場合（当該事業に係る契約を締結した場合を含む。）は、補助金の交付を受けることはできない。ただし、やむを得ない事由により、交付決定前までに事業を実施しようとする場合（当該事業に係る契約を締結しようとする場合を含む。）において、別に定める事前着手届を知事に提出して、その承認を受けたときは、この限りでない。

(交付の申請)

第6条 規則第5条第1項に規定する申請書は、次の各号に定めるものとし、知事が別に定める期日までに知事に提出するものとする。

(1) 生産性向上の取組を普及する研修等事業 別記第1号様式

(2) 生産性向上に向けた環境整備事業 別記第2号様式

(交付決定等)

第7条 知事は、交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、規則第6条に規定する交付決定の通知を行うものとする。

(補助事業の変更の承認)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ別記第3号様式を知事に提出して、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(補助事業の中止又は廃止の承認)

第9条 補助事業者が、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、あらかじめ別記第4号様式による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(地位の承継)

第10条 補助事業者の地位は、合併又は分割その他特別の理由がある場合に限り、承継することができる。

2 前項の規定により補助事業者の地位を承継しようとする者は、その事実を証する書面を添えて、知事が別に定める申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。

(補助事業の遅延等の報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了する見込みがなくなったとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに知事が別に定める様式による報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第12条 規則第13条に規定する実績報告書は、次の各号に定める様式によるものとし、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は知事が別に定める期日のいずれか早い日までに知事に提出するものとする。

(1) 生産性向上の取組を普及する研修等事業 別記第5号様式

(2) 生産性向上に向けた環境整備事業 別記第6号様式

(証拠書類の保管)

第13条 補助事業者は、補助事業の経理については、他の経理と明確に区分して帳簿及び全ての証拠書類を整備し、その収支の状況を明らかにしておかななければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日の属する年度の終了後10年間保存しなければならない。

(財産の管理及び処分)

第14条 補助事業者は、補助事業が完了した後も補助事業により取得し、又は効用が増加した財産(以下「取得財産」という。)について、別記第7号様式による取得財産管理台帳を備え、その保管状況を明らかにし、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

2 規則第19条ただし書に規定する知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数とし、同条第2号に規定する知事が別に定める財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものとする。

3 知事は、規則第19条の承認を受けた補助事業者に対し、当該承認に係る取得財産の処分により収入があったときは、その収入の全部又は一部を府に納付させることができるものとする。

(その他)

第 15 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和 6 年 10 月 30 日から施行し、同年 10 月 3 日以降に実施された事業に係る補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和 7 年 3 月 18 日から施行する。

別表1（第2条第1号及び第2号関係）

区分	事業所及び施設
1 介護サービス事業所等	<p>介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、（介護予防）認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、（介護予防）特定施設入居者生活介護、（介護予防）地域密着型特定施設入居者生活介護、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、生活支援ハウス、（介護予防）短期入所生活介護（空床型を除く。）、（介護予防）短期入所療養介護（空床型を除く。）、通所介護（通所型サービス（総合事業）を含む。）、（介護予防）通所リハビリテーション、（介護予防）認知症対応型通所介護、（介護予防）小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護、複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）、訪問介護（訪問型サービス（総合事業）を含む。）、（介護予防）訪問入浴介護、（介護予防）訪問看護、（介護予防）訪問リハビリテーション、（介護予防）福祉用具貸与、特定（介護予防）福祉用具販売、居宅介護支援（介護予防支援を含む。）、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護</p>
2 障害者施設等	<p>施設入所支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、共同生活援助、療養介護、短期入所（空床型を除く。）、宿泊型自立訓練、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、就労定着支援、自立生活援助、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、地域移行支援、地域定着支援、計画相談支援、障害児相談支援</p>

別表 2

補助対象事業	補助対象者	補助基準額	補助対象経費	補助率
1 生産性向上の取組を普及する研修等事業	社会福祉法人京都府社会福祉協議会	社会福祉施設等において生産性向上の取組を推進するため、研修会の開催及び研修会参加者に係る情報提供、啓発資材の作成及び相談に対応する事業 5,000 千円	謝金、旅費、需用費、消耗品費、会議費、印刷製本費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、その他知事が補助対象経費と認める経費	10/10
2 生産性向上に向けた環境整備事業	(1) 京都府内（京都市内を除く。）に所在し、第 2 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる事業所及び施設（地方自治体の一般会計で直接運営する施設を除く。）を運営する者であって、きょうと福祉人材育成認証制度（福祉の人材の育成に係る認証のための制度として知事が別に定めるものをいう。以下「認証制度」という。）に基づき、福祉の人材の育成に取り組むことを宣言している者。	生産性向上に取り組むために必要な環境整備として、次に掲げる機器等を導入する事業 1 事業所当たり 2,000 千円 ア ICT 機器等 イ 介護ロボット等 ウ その他、従事者の身体的負担の軽減及び業務の効率化に有効な機器等	備品購入費、使用料、賃借料、設置工事費及び初期設定に要する費用（メンテナンス費用、インターネット回線使用料等の通信費、運搬費、保険料、消費税及び地方消費税を除く。）、その他知事が補助対象経費と認める経費	3/4
	(2) 京都府内に所在する私立の保育所等を運営する者であって、きょうと福祉人材育成認証制度（福祉の人材の育成に係る認証のための制度として知事が別に定めるものをいう。以下「認証制度」という。）に基づき、福祉の人材の	生産性向上に取り組むために必要な環境整備として、見守り機器（園内の安全を確認するための機器等（見守りカメラ及び映像を確認するためのモニター、タブレット、スマートフォン等）及び導入経費等）を導入する事業 1 事業所当たり 2,000 千円	備品購入費、使用料、賃借料、設置工事費及び初期設定に要する費用（メンテナンス費用、インターネット回線使用料等の通信費、運搬費、保険料、消費税及び地方消費税を除く。）、そ	3/4

育成に取り組むことを宣言している者。		の他知事が補助対象経費と認める経費	
--------------------	--	-------------------	--